

改定前	改定後
<p>10 外貨預金振替取引 (2) 外貨預金振替（今日付）取引の締結</p> <p>契約者が外貨預金振替（今日付）取引を行うにあたっては、当行所定の事項（以下「振替申込内容」といいます）を当行所定の手順に従って取引画面上に入力することとします。なお、出金口座と入金口座の通貨が異なる場合には、当行所定の方法により契約者に提示する外国為替相場（以下本条において「提示為替相場」といいます）、または契約者が予め締結した為替予約相場を用いて振替を行うことができます。</p> <p>提示為替相場を用いて振替を行う場合、契約者は振替申込内容、提示為替相場を取引画面上で確認の上、当行所定の方法で締結意思を示す操作を行い、この操作による電文（以下本条において「締結意思表示電文」といいます）が当行所定の時間（以下本条において「規定時間」といいます）内に当行所定の機器（以下本条において「機器」といいます）に到達し、また、当行が締結可能と判断して機器での取引締結関連処理が問題なく完了した時点で当該取引が成立したものとします。これ以降、契約者は当該取引を取り消しできません。なお、規定時間は取引条件等により異なる場合があります。また、当行は契約者に通知することなく規定時間を変更する場合があります。</p> <p>提示為替相場は、当行所定の基準金額（以下「基準金額」といいます）未満の場合、当行の公表相場をもとに提示し（以下「公表相場の提示為替相場」といいます）、基準金額以上の場合、市場実勢相場をもとに提示します（以下「市場実勢の提示為替相場」といいます）。当行は契約者に通知することなく基準金額を変更する場合があります。</p>	<p>10 外貨預金振替取引 (2) 外貨預金振替（今日付）取引の締結</p> <p>契約者が外貨預金振替（今日付）取引を行うにあたっては、当行所定の事項（以下「振替申込内容」といいます）を当行所定の手順に従って取引画面上に入力することとします。なお、出金口座と入金口座の通貨が異なる場合には、当行所定の方法により契約者に提示する外国為替相場（以下本条において「提示為替相場」といいます）、または契約者が予め締結した為替予約相場を用いて振替を行うことができます。</p> <p>提示為替相場を用いて振替を行う場合、契約者は振替申込内容、提示為替相場を取引画面上で確認の上、当行所定の方法で締結意思を示す操作を行い、この操作による電文（以下本条において「締結意思表示電文」といいます）が当行所定の時間（以下本条において「規定時間」といいます）内に当行所定の機器（以下本条において「機器」といいます）に到達し、また、当行が締結可能と判断して機器での取引締結関連処理が問題なく完了した時点で当該取引が成立したものとします。これ以降、契約者は当該取引を取り消しできません。なお、規定時間は取引条件等により異なる場合があります。また、当行は契約者に通知することなく規定時間を変更する場合があります。</p> <p>提示為替相場は、当行所定の基準金額（以下「基準金額」といいます）、並びに当行所定の取扱時間に従い、以下の通り提示します（以下、当行の公表相場に基づく提示を「公表相場の提示為替相場」、市場実勢相場に基づく提示を「市場実勢の提示為替相場」といいます）。なお、当行は契約者に通知することなく基準金額を変更する場合があります。</p> <p>a. 公表相場の提示為替相場 基準金額未満の場合</p> <p>b. 市場実勢の提示為替相場 基準金額未満かつ当行所定の一部の通貨の場合、または基準金額以上の場合</p>